

百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所にするについて(2)

【ご質問】（投稿日：2018年11月4日）

石垣の前面ではなく、石垣の上部に適切な固定方法をもって設置すれば、何の問題もなく西部構内の設置場所と同様に立看板を設置できると考えますが、いかがでしょうか。

【回答】（回答日：2018年11月27日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

「何の問題もなく…設置できる」という理由が不明ですが、いずれにせよ、「百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所にするについて(1)」でお答えしているような理由から、百万遍交差点に面した石垣は立看板の設置場所とすることはできません。

【参考】

《百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所にするについて(1) の回答》

これまで学生諸君に度々周知してきたことではありますが、本学外構周辺の立看板については、京都市から、「京都市屋外広告物等に関する条例」に抵触しており、道路にはみ出すと不法占用になり、強風による倒壊など危険を及ぼすことになりかねないなどの指導を受け、また、本学周辺の住民の方々からも、歩行者に危険である等のご指摘を受けました。よって、西部構内に設けた設置場所が法令違反にならないこととは異なり、百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所とすることはできません。